

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月12日
【会社名】	株式会社サニックス
【英訳名】	SANIX INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宗政 伸一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号
【縦覧に供する場所】	株式会社サニックス環境資源開発事業本部 (東京都港区虎ノ門1丁目2番8号虎ノ門琴平タワー19階) 株式会社サニックス中京地区本部 (愛知県名古屋市西区鳥見町3丁目31番地2階) 株式会社サニックス関西地区本部 (大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15号新大阪セントラルタワー11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月27日に提出いたしました第35期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、連結子会社である株式会社サニックスエンジニアリングにおいて、特定の従業員による架空売上の疑いが発覚したため、内部監査室を中心とする本社管理部門のスタッフを加えた緊急調査チーム（以下「調査チーム」という。）を編成し、当該連結子会社における特定の従業員の契約案件はもちろん、その他の従業員の契約案件についても調査しました。

当社の取締役会は、平成25年11月12日に調査チームから調査報告書の提出を受けて、平成26年3月期第1四半期における、当該子会社において実在性のない売上高の計上及び実在性はあるものの売上計上時期が妥当でない不適切な会計処理がなされたと判断しました。

この結果を受け、当社は当該不適切な会計処理の内容及び原因、決算処理への影響額、再発防止策等について調査及び検討を行い、平成26年3月期第1四半期における四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これは、当該子会社における売上計上等に係る業務プロセスにおいて、不備があったために当該不適切な会計処理が行われたものと認識しており、かつ当該内部統制の不備は株式会社サニックスエンジニアリングの業績が急拡大した平成25年3月期においても存在していたものであり、当社および当社子会社における内部統制に関する不備は、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、調査チームの調査の結果、内部統制の不備は存在するものの、平成25年3月期における有価証券報告書について不適切な会計処理の存在は認められませんでした。よって当該有価証券報告書は訂正いたしておりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備および運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために以下の再発防止策を講じ、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

- (1) 子会社における更なるコンプライアンス意識の向上と社内ルールの徹底を図る
- (2) 内部監査室の強化を図り、モニタリング体制を向上させる
- (3) 売上計上、棚卸資産管理に係る業務プロセスにおける内部統制の改善

以上